

西播磨西部(千種川流域圏) 地域総合治水推進計画(概要版)

～浸水被害から地域住民の命と生活を守る～



兵庫県

西播磨西部(千種川流域圏) 地域総合治水推進計画のあらまし

- 総合治水は、**河川下水道対策**、**流域対策**、**減災対策**を効率的に組み合わせることで、降雨による浸水被害を軽減させることを目的としています。
- 県は、「総合治水条例(平成24年4月1日施行)」に基づき、総合治水に関する施策を計画的に推進するため、西播磨西部(千種川流域圏)地域総合治水推進計画を平成25年3月に策定しました。
- 今回、国から示された「水防災意識社会 再構築ビジョン」や水防法の改正などの社会情勢の変化を本計画に反映しました。

計画地域

計画の対象地域は、西播磨西部地域(赤穂市、相生市、上郡町、たつの市、佐用町、宍粟市)にまたがる千種川流域、亀の尾川流域、大谷川流域、芋谷川流域、佐方川流域、大津川流域及びその他海域への直接放流域)です。

過去の水害

計画地域は、昭和51年9月洪水、平成16年9月洪水、平成21年8月洪水、平成24年7月洪水などの、大きな洪水が繰り返し発生してきました。

平成21年災害では、佐用町で1時間最大雨量81.5mmと猛烈な雨を記録し、死者18名、行方不明者2名をはじめ、甚大な被害が発生しました。

平成24年7月災害では、下流部で1時間最大雨量50mmを記録し、赤穂市や相生市内において床浸水10戸、床上浸水203戸の浸水被害が発生しました。



佐用川の洪水痕跡と被災状況 (H21年)



計画期間

◆計画期間は、平成 24 年度から概ね **10 年間**とします。

総合治水は、県、市町、県民などの多様な主体が連携して、継続的に取り組むことから、概ね 10 年後を見据えて計画を策定します。

基本目標

■ながす：雨水を安全に流す河川下水道対策（P3 へ）

河道改修、洪水調整施設、下水道施設を整備し、適切に維持管理します。

■ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策（P4 へ）

田んぼダム、校庭・公園・公共施設での貯留浸透、ため池での貯留、各戸貯留、森林の保全及び整備等を実施します。

■そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策（P5 へ）

人的被害の回避を最優先の目標として、避難対策に重点的に取り組みます。また、被災しても県民生活が早期に再建できる取組みを推進します。



総合治水の推進に関する基本的な方針

◆県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進します。

県の責務 ⇒ 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務 ⇒ 地域の特性を活かした施策の策定・実施

県民の責務 ⇒ 雨水の流出抑制、浸水への備え、行政が実施する総合治水に関する施策への協力

河川

- ◆堤防未整備区間の河川改修を行います。
- ◆堤防を浸透や侵食に強くします。
- ◆中上流部の局所的な改修を行います。
- ◆水門下流部の堤防護岸整備、河床掘削等を行います。
- ◆河川の適切な維持管理を行います。

河川下水道対策

下水道

- ◆年超過確率 1/5～1/7 程度の規模の降雨に対して、浸水を発生させないように、下水道の計画的な整備や適切な維持管理を行います。

流域対策

- ◆田んぼダム、校庭、公園、ため池、公共施設、各戸貯留等により雨水貯留浸透機能を向上させます。
- ◆森林の整備や保全により、雨水貯留浸透機能を強化します。

減災対策

- ◆人的被害の回避を最優先し、避難対策に重点的に取り組みます。
- ◆県民が被災しても早期に再建できる対策に取り組みます。

ながす：河川下水道対策

河川の整備及び維持

【県】

- ◆「千種川水系河川整備計画(H24.6)」等に
基づき事業を実施します。
- ◆平成16年9月洪水、平成21年8月洪水
等と同規模の洪水により、計画高水位を
超え堤防が決壊する危険性がある箇所につ
いて、堤内地の地盤高や人家の状況等
を考慮し、堤防を補強します。
- ◆洪水時に堤防、護岸、排水機場等が十分
に機能するよう、適切な維持管理を行いま
す。
- ◆ダムについて、治水効果が確実に発揮さ
れるよう、適切な維持管理を行います。
- ◆中上流部において、浸水被害が発生して
いる箇所について、治水安全度を緊急的
に向上させるため、局所的な整備を実施
します。【中上流部対策】

【市町】

- ◆準用河川、普通河川の改修や適切な維持
管理を実施します。

下水道の整備及び維持

【市町】

- ◆各下水道計画に基づき、年超過確率1/5～
1/7程度の規模の降雨に対して浸水を発生
させないよう、計画的な整備を実施しま
す。
- ◆管きょやポンプ施設について、適切な維持
管理を実施します。

下水道(雨水計画)の概要

市町	下水道の種類	計画降雨 (mm/hr)	雨水排水 区域面積 (ha)
相生市	公共下水道	45	681
赤穂市	公共下水道	41.6	1,189
	特定環境保全公共下水道		
上郡町	公共下水道	45	296
佐用町	特定環境保全公共下水道	48～50	82

着工前



完了



千種川の河川整備（上郡町）



金出地ダム



佐方ポンプ場

ためる：流域対策

(1) 調整池の設置及び保全

- ・1ha以上の開発に対し重要調整池の設置を義務付け(県) 写真①
- ・適正な維持管理(管理者) など



写真① 調整池 (佐用町)

(2) 土地等の雨水貯留浸透機能

- ・学校・公園、大規模施設での雨水貯留浸透機能の整備(施設所有者) 写真②
 - ・ため池の雨水貯留機能を確保(県) 写真③
 - ・「田んぼダム」を実施(営農者等) 写真④
 - ・各戸貯留の普及啓発活動と県民の各戸貯留に関する取組みを支援(県・市町) 写真⑤
- など



写真② 校庭貯留 (佐用高校)

(3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保

- 【ため池】
- ・洪水吐の切り欠き等による雨水貯留機能の確保(県・市町)
 - ・降雨が予測される場合に、事前に水位を低下させ、洪水を一時貯留(施設管理者)
 - ・雨水貯留機能の維持と適切な維持管理(施設管理者) など



写真③ ため池 (相生市新池)

(4) ポンプ施設との調整

- ・排水計画を策定し、その計画に従い、ポンプ施設の運転操作を実施(施設管理者) 写真⑥
- など



写真④ 田んぼダム

(5) 遊水機能の維持

- ・洪水時に甚大な浸水被害が発生する危険性がある土地について、遊水機能を維持(所有者)



写真⑤ 各戸貯留 (たつの市)

(6) 森林の整備及び保全

- ・「新ひょうごの森づくり：第2期対策(平成24～33年度)」を推進(県・市町)
- ・「災害に強い森づくり：第3期対策(平成28～32年度)」を推進(県・市町)



(7) 山地防災・土砂災害対策

- ・「第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～35)」に基づき、治山ダムや砂防えん堤を整備(県)



写真⑥ ポンプ場 (上郡町)

そなえる：減災対策

(1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

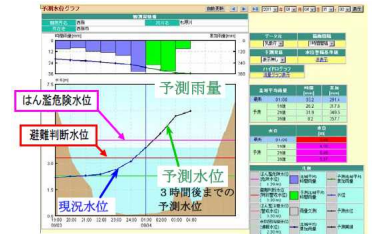
- ・計画規模降雨による浸水想定区域図の適宜見直し(県)
 - ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成(県)
 - ・計画規模降雨・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成、周知(市町)
 - ・まるごと・まちごとハザードマップの作成(県・市町) 写真①
- など



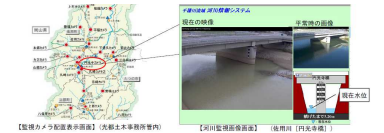
写真① まるごと・まちごとハザードマップ

(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

- ・水位情報、河川ライブカメラなどの情報を県民に発信(県) 図①・図②
 - ・防災行政無線、ケーブルテレビ等による情報発信(市町)
 - ・河川水位の予測や氾濫予測結果等を市町へ提供(県)
 - ・ホットラインの構築・適切な運用(県・市町)
 - ・タイムラインの検証(県・市町)
- など



図① 水位情報



図② 河川ライブカメラ(水守)

(3) 浸水による被害の軽減に関する学習

- ・「ひょうご防災リーダー講座」等の研修を開催(県)
- ・防災マップの作成・支援(県・市町・県民) 写真②
- ・出前講座等の実施(県・市町)



写真② 防災マップの作成状況(佐用町)

(4) 浸水による被害の軽減のための体制整備

- ・水害リスク情報を踏まえた避難場所、避難経路の検討(市町)
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促し、避難訓練を支援(市町)
- など



図③ 二線堤位置図(佐用川)

(5) 訓練の実施

- ・水防に関する情報共有、連携強化、水防訓練の実施(県・市町)
- ・防災訓練の実施(市町)

(6) 建物等の耐水機能

- ・自宅の敷地の嵩上げ、遮水壁の設置、電気設備の高所設置等の耐水機能の向上(建物所有者)

(7) 集落の浸水による被害の防止

- ・二線堤、輪中堤による対策の実施(市町) 図③
- ・浸水被害軽減地区の指定(市町)

(8) 浸水による被害からの早期の生活の再建

- ・被災した場合でも、早期に生活が再建できるよう、「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の加入促進(県、市町) 図④



図④ フェニックス共済

総合治水を推進するにあたって必要な事項

(1) 県民相互の連携

県民は、勉強会の開催、各戸貯留の導入など、総合治水に関わる自主的な活動に努めます。
また、県、市町は、県民の取組みを支援します。

(2) 関係者相互の連携

総合治水の推進には、河川、下水道、水田、ため池、森林等の多くの管理者が協力して取り組む必要があります。推進協議会等は、関係者相互の連携を図ります。

(3) 財源の確保

県、市町は、総合治水を推進するための、補助金等の有利な財源の確保に努めます。
また、県民の雨水貯留浸透対策等の取組みに対して財政的支援等を検討します。

(4) 計画の見直し

推進協議会は、本計画の進捗状況、地域のニーズを踏まえ、本計画を適宜見直します。

モデル施策の取組み

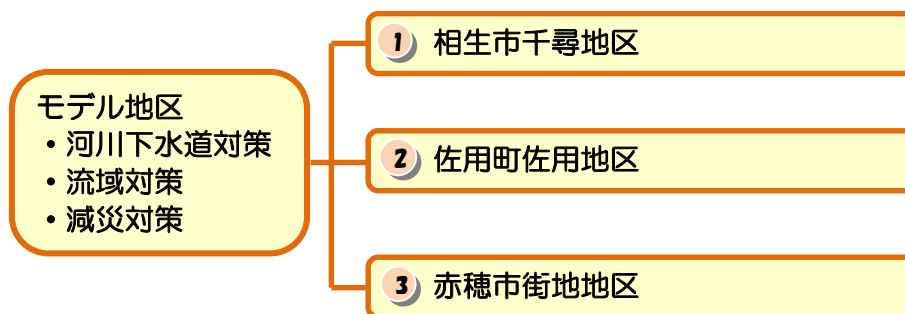
- ◆「田んぼダム」とは、田んぼにせき板を設置することにより雨水貯留機能を確保し、一時に雨水が流出することを抑制する施策です。
- ◆この「田んぼダム」をモデル施策として位置づけ、平成35年度までに900haの実施を目指します。
- ◆この先導的な取組みを情報発信することで、県下全域での総合治水対策の推進を図ります。



田んぼダムの実証実験
(赤穂市周世地区)

モデル地区の選定

- ◆計画地域内にモデル地区を設定し、集中的に総合治水対策を実施することで、早期に効果を発現させます。
また、先導的な取組内容や効果を情報発信することで、計画地域全体の総合治水に関する理解を深めます。
- ◆モデル地区は、過去に大きな浸水被害を受けるなど、浸水の危険性が高い3地区を選定しました。



モデル地区の対策の推進

1 相生市千尋地区

- ・本地区は、平成 24 年 7 月の集中豪雨により浸水被害が発生した地区です。
- ・相生市が下水道整備を推進しており、これにより浸水範囲の縮小等の効果が見込まれますが、なお浸水被害が発生する危険性が高いため、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
河川下水道対策	下水道整備	適切な維持管理	相生市
流域対策	県立相生産業高等学校	校庭貯留の整備	県
	ため池（新池）	治水容量の確保	相生市
減災対策	水防訓練	避難訓練、ゲリラ豪雨体験等	県 相生市
	出前講座	出前講座の実施	県 相生市

2 佐用町佐用地区

- ・本地区は、佐用町の中心部に位置し、町役場等の公共施設等が存在しています。
- ・平成 21 年の台風第 9 号の豪雨により甚大な被害を受けた地区であり、緊急河道対策等により、河川の安全率が大きく向上しています。
- ・平成 21 年台風第 9 号と同規模の豪雨が発生した場合に、一部の個所で浸水被害が発生する危険性があります。さらに、町役場周辺は河川堤防より低く、内水被害の発生も予想されるため、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
流域対策	県立佐用高等学校	校庭貯留の整備	県
	田んぼダム	せき板設置	県民
		普及啓発活動 せき板配布	県 佐用町
	ため池	治水容量の確保	佐用町 県民
	店舗駐車場	雨水貯留の実施	大規模施設 所有者

3 赤穂市街地地区

- ・本地区は、赤穂市の中心部に位置し、市役所等の公共施設が存在しています。
- ・近年、大きな浸水被害に見舞われていないため、水害に対する意識の低下が懸念されることから、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
減災対策	総合治水の啓発	模型実験の実施	県
	水防訓練	避難訓練、ゲリラ豪雨体験等	県 赤穂市
	出前講座	出前講座の実施	県 赤穂市
	フェニックス共済	加入促進、加入	県、赤穂市 県民
	防災マップ	防災マップの作成・支援	県、赤穂市 県民

環境の保全と創造への配慮

- ◆ 「河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保」、「参画と協働による川づくり」、「森林環境の保全」、「水田・ため池環境の保全」に努めます。

お問い合わせ

兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所 企画調整担当
 TEL : 0791-58-2229 FAX : 0791-58-2321
 E-mail : kotodoboku@pref.hyogo.lg.jp
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kotodoboku/index.html>

総合治水に関する情報

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課
 TEL : 078-362-9261 FAX : 078-362-3942
 E-mail : chisui@pref.hyogo.lg.jp
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>